

7 面積

用語	定義
耕地面積	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。
本地	直接農作物の栽培に供される土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
けい畔	耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。
田	たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源、用水路等）を有する耕地をいう。
畑	田以外の耕地をいう。
普通畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物、又は苗木等を栽培することを状態とするものをいう。
樹園地	畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。
牧草地	畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。
作物の作付（栽培）面積	作物の栽培に利用された土地
結果樹面積	果樹栽培面積のうち生産者が当該年産の収穫を意図して結果させた面積をいう。
摘採面積	茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた面積をいう。
収穫面積	こんにゃくいもにあつては、栽培面積のうち、種いもとして来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにあつては、当年産の作型（夏植え、春植え及び株出し）の栽培面積のうち実際に収穫された面積をいう。 花きにあつては、球根類及び鉢もの類の作付面積（鉢もの類にあつては、鉢が占有しているベッド、棚等の延べ面積をいう。）のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積を除く。
作付（栽培）延べ面積	作物の作付（栽培）面積の合計をいう。 年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。
経営耕地面積	農業経営体が経営している耕地面積（自作地＋借入耕地）
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年間に再び作付けする考えのない土地
荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
遊休農地	農地法第32条第1項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第1号）」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（第2号）」